

ヤングケアラー支援のための外国語対応通訳派遣支援事業実施要領

第1 目的

ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定される家事や家族の世話などを日常的に行っているこども・若者のことを言い、特に日本語を解さない家族の世話をしているヤングケアラーは、家族の行政手続きや医療受診等の際、学校を休むなどして通訳を担わざるを得ない状況にあり、学業に励む時間が制限されたり、通訳内容によって過度な責任や緊張感による精神的な負担が生じたりしている場合がある。

本事業は、このようなヤングケアラー当事者の学びの機会の保障と精神的な負担の軽減を図ることを目的に通訳者の派遣支援を行う。

第2 事業の名称

この事業の名称は、「ヤングケアラー支援のための外国語対応通訳派遣支援事業」（以下「通訳派遣」という。）と称する。

第3 実施主体

社会福祉法人長野県社会福祉協議会（以下「長野県社協」という。）（長野県委託事業）

第4 対象者

日本語を解さない家族の世話をしている小学生、中学生、高校生、大学生（専門学校等含む。）

第5 協力機関

協力機関は本事業の目的に賛同した通訳者の派遣調整を行う機関とし、長野県社協と覚書を取り交わすものとする。

第6 申請者

- (1) 市町村ヤングケアラー支援相談先
- (2) その他、必要と認められる者

第7 通訳者の派遣場面

通訳者の派遣は、申請者や支援者が関与する、次の場面に派遣する。ただし、個人宅への派遣は行わない。

- (1) 行政手続きの場面
- (2) 家族の医療受診の場面
- (3) その他、必要な場面

第8 事業利用手続き

- (1) 本事業の利用を希望する者（申請者）は長野県社協に申請書（様式1）を提出する。
- (2) 長野県社協は申請に基づき、本事業利用の必要性をアセスメントする。
- (3) 長野県社協は支援日程等を調整するとともに、協力機関に通訳者の派遣依頼を行う。
- (4) 申請者は支援終了後に長野県社協へ報告書（様式2）を提出する。
- (5) 本事業の利用にあたっては、当該年度に対象者1人あたり原則3回を上限とする。ただし、継続的かつ伴走的に支援が必要と考えられる対象者にあつては、教育や福祉等の関係者が参画する支援会議等にて必要性を確認した上で、上限を超えて利用することができる。

第9 費用負担

- (1) 本事業の通訳派遣は、長野県委託事業により行うもので、対象者及び申請者に費用負担は生じないものとする。
- (2) 派遣した通訳者に対して長野県社協は以下の費用を支払う。
ア報酬：1時間2,500円とし、1回上限10,000円まで（30分単位で切上げ）
イ交通費：自宅から派遣先までの往復分を長野県社協の規程に基づき支払う。なお、移動時間は報酬に含まない。
- (3) 長野県社協は申請者の報告に基づき、1か月分の費用をまとめて通訳者の指定口座に入金する。

第10 その他

- (1) 仕事、宗教、政治、法人や団体の活動、娯楽、手術などリスクの高い医療通訳の場合等は、通訳者の派遣を断る場合がある。
- (2) 他の支援制度が利用できる場合は、他制度の利用を優先する。

附則

この要領は、令和5年10月10日から施行する。

この要領は、令和6年5月1日から施行する。

この要領は、令和7年4月1日から施行する。